

第 157 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

開催場所 東京都品川区大崎二丁目5番35号
当社大崎会館

目次

■ 株主総会招集ご通知	02
■ 株主総会参考書類	05
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	50
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	55

議決権行使について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため本株主総会につきましては、極力、当日のご出席をお控えいただき、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)午後5時15分

株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。
なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

地球・社会・人に対する誠実さと共創力で、 新しい社会づくりに挑む

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は1897年の創業から124年、ものづくりメーカーとして幅広く技術や製品・サービスを創出し、社会の持続的な成長に貢献することで多くのお客様から信頼されご愛顧いただいております。

当社グループは「人と技術のQuality」を高めて、人々や社会の明るい未来を創り、社会インフラの発展と産業の進化を支えていきたいという想いを企業スローガン「Quality connecting the next」に込めて日々活動しております。

本年が初年度となる「中期経営計画2024」においては、ESGを経営、事業戦略の軸に据え、その実行のために事業部・工場・関係会社を4つのグループに再編し、研究開発・設備投資等の戦略施策を機動的に実施してまいります。これまでの成長投資の成果創出と収益力向上の両立による質の高い成長を実現し、更に両利きの経営を推進することで、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

さて、当社第157期定時株主総会を右記のとおり開催いたします。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞよろしくご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月



取締役社長 **三井田 健**

企業理念

企業使命

より豊かな未来をひらく

私たちは、より豊かで住みよい未来社会の実現に貢献するため、新しい技術と価値の創造にチャレンジし続けます。

提供価値

お客様の安心と喜びのために

私たちは、お客様の安心と喜びのために、環境への配慮と丁寧なサポートを徹底します。そして、品質の高い製品・サービスを通じて、お客様の課題解決や夢の実現をお手伝いします。

株 主 各 位

第157期 定時株主総会招集ご通知

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都品川区大崎二丁目5番35号 当社大崎会館

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第157期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第157期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 当日ご出席されない場合の議決権行使についてのご案内



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2021年6月23日（水曜日）午後5時15分までに到着**するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、**3頁～4頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時15分までに行使**ください。

以上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表は、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/）に掲載いたします。

インターネット等による 議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時15分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

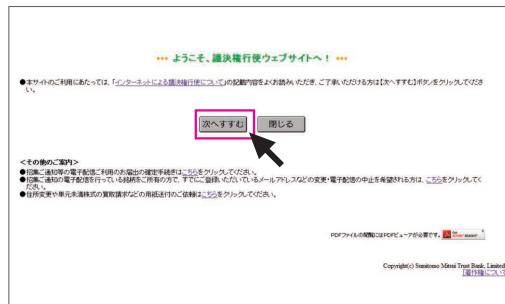


インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

- インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>
- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- インターネットによる議決権行使は、2021年6月23日（水曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使くださいますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回数又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

パソコンによるアクセス手順

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
ウェブ行使
<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック



「スマート行使」による方法

- 1 QRコードを読み取る
スマートフォン等のカメラを起動して、お手元の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031（午前9時～午後9時）

2 議決権行使コードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を**A**に入力し、「**ログイン**」をクリック

… ログイン …

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

A 議決権行使コード:

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を**B**に入力し、「**次へ**」をクリック

… パスワード認証 …

●パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
●ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
●パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

B パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

2 議決権行使方法を選択

スマートフォン用
Smartphone PFC

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード
「議決権行使コード」を入力する

議決権行使コード
入力する

3 各議案の賛否を選択

第1号議案
第〇期剰余金の処分の件

第2号議案
定款一部変更の件

画面の案内にしたがって
行使完了となります。

※「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。この方法での議決権行使は1回に限ります。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしましたうえで、第157期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当政策

株主のみなさまへの適切な利益還元を経営の重要課題として位置づけており、株主資本の充実と株主資本利益率の向上を図るとともに、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

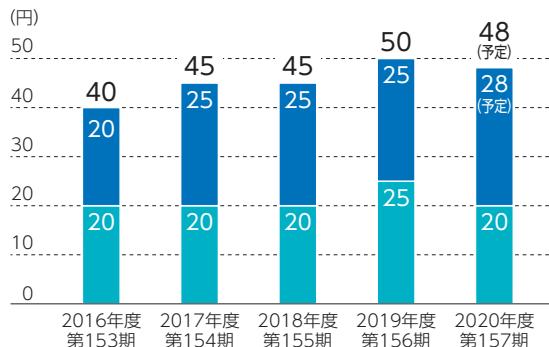
内部留保につきましては、市場競争力の維持・向上のために、設備投資及び研究開発投資へ効果的に充当することにしております。

1 配当財産の種類
金銭

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき…………… 金 **28円**
総額…………… **1,270,351,852円**
中間配当金（1株につき金20円）を含め、
第157期の配当金の総額は、1株につき
金48円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日

(ご参考) 1株当たり年間配当金



※2018年10月より5株を1株に併合したため、過去分も5倍で表記しています。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任を願いたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び主な担当	取締役会への出席状況 (出席率)
1	はま さき ゆう じ 浜崎 祐司	再任	取締役会長 指名・報酬委員会委員	13回／13回 (100%)
2	み い だ たけし 三井田 健	再任	代表取締役 取締役社長 指名・報酬委員会委員	13回／13回 (100%)
3	もり しょうすけ 森 省輔	再任	代表取締役 取締役副社長 社会システムグループ長 兼 フィールドエンジニアリンググループ長	13回／13回 (100%)
4	たけ かわ のり お 竹川 徳雄	再任	取締役兼専務執行役員 生産・工事・安全全般及びQCD、ICT事業担当	13回／13回 (100%)
5	たま き のぶ あき 玉木 伸明	再任	取締役兼専務執行役員 電力インフラグループ長 兼 海外戦略本部長 イノベーション・技術全般担当	13回／13回 (100%)
6	いわ お まさ ゆき 岩尾 雅之	新任	専務執行役員 内部統制推進本部長 兼 人事・総務本部長 働き方改革・コンプライアンス・危機管理担当	—
7	もち づき たつ き 望月 達樹	新任	専務執行役員 産業電子モビリティグループ長 営業全般担当	—
8	たけ なか ひろ ゆき 竹中 裕之	再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員長	12回／13回 (92.3%)
9	やす い じゅん じ 安井 潤司	再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員	13回／13回 (100%)

再任 …再任取締役候補者

新任 …新任取締役候補者

社外 …社外取締役候補者

独立 …証券取引所届出独立役員



1 はまさき ゆうじ 浜崎 祐司

再任 指名・報酬委員会委員

生年月日 1952年2月4日（満69歳）

所有する当社株式の数 18,600株

取締役会出席状況 100%（13回／13回）

取締役在任期間 11年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2004.6 住友電気工業株式会社 執行役員
 2005.6 同社 常務執行役員
 2006.6 同社 常務取締役
 2010.4 当社 専務執行役員
 2010.6 当社 取締役
 2011.4 当社 取締役副社長
 2013.6 当社 取締役社長
 2018.6 当社 取締役会長 現在に至る

重要な兼職の状況：株式会社JVCケンウッド 社外取締役

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2018年から取締役会長として当社グループの経営全般を統括しており、取締役会議長として取締役会の監督機能の強化に努め、監査等委員会設置会社への機関設計の移行や監督と執行の分離を推進してまいりました。

上記の経験・実績を活かし、当社グループ経営の舵取り役として取締役会の議論を更に活性化させることにより、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



2 みいだ たけし 三井田 健

再任 指名・報酬委員会委員

生年月日 1955年8月16日（満65歳）

所有する当社株式の数 13,100株

取締役会出席状況 100%（13回／13回）

取締役在任期間 9年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978.4 当社 入社
 2008.4 執行役員 経営企画グループ長 兼 経営企画部長
 2011.4 常務執行役員 経営企画グループ長 兼 経営企画部長
 2012.4 専務執行役員 経営企画グループ長
 2012.6 取締役
 2015.4 取締役副社長
 2018.6 取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2018年から取締役社長として当社グループの経営全般及び前中期経営計画の統括者として尽力してまいりました。

上記の経験・実績を活かし、「中期経営計画2024」の全体統括者として経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



3 もり しょうすけ 森 省輔

再任

生年月日 1959年5月22日（満62歳）
 所有する当社株式の数 4,600株
 取締役会出席状況 100%（13回／13回）
 取締役在任期間 2年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2011.4 株式会社三井住友銀行 執行役員 本店営業第一部長
 2013.4 同行 執行役員 国際統括部長
 2014.4 同行 常務執行役員 国際統括部長
 2015.4 同行 常務執行役員 アジア・大洋州本部長
 2017.4 同行 専務執行役員 国際部門副責任役員
 2018.4 同行 専務執行役員 コーポレート・アドバイザリー本部長
 2019.4 当社 執行役員副社長
 2019.6 当社 取締役副社長 現在に至る
 2021.4 当社 社会システムグループ長
 兼 フィールドエンジニアリンググループ長 現在に至る

担当：社会システム全般、フィールドエンジニアリング全般

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前中期経営計画においては社会インフラシステム事業と保守・サービス事業の戦略強化に尽力し、今年度は社会システムグループ及びフィールドエンジニアリンググループを担当し各グループの戦略を深化させてまいります。

上記の経験・実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



4 たけかわ のりお 竹川 徳雄

再任

生年月日 1958年12月18日（満62歳）
 所有する当社株式の数 11,500株
 取締役会出席状況 100%（13回／13回）
 取締役在任期間 3年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981.4 当社 入社
 2015.4 執行役員 プラント建設本部長
 2017.4 常務執行役員 生産統括本部長
 2018.4 専務執行役員 生産統括本部長
 2018.6 取締役 現在に至る
 2020.4 専務執行役員 プラント建設本部長
 2021.4 専務執行役員 現在に至る

担当：生産・工事・安全全般及びQCD、ICT事業

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前中期経営計画では生産・品質管理体制の向上に尽力し、今年度は全社横断的な生産体制強化のプロジェクトを担当しております。

上記の経験・実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



5 たまきのぶあき
玉木 伸明

再任

生年月日 1960年3月25日（満61歳）
 所有する当社株式の数 6,200株
 取締役会出席状況 100%（13回／13回）
 取締役在任期間 3年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982.4 当社 入社
 2016.4 執行役員 変電事業部長
 2017.4 常務執行役員 変電事業部長
 2018.4 専務執行役員 変電事業部長
 2018.6 取締役 現在に至る
 2020.4 専務執行役員 海外戦略本部長
 2021.4 専務執行役員 電力インフラグループ長 兼 海外戦略本部長
 現在に至る

担当：電力インフラ全般、海外事業、イノベーション・技術全般

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前中期経営計画では海外事業の事業規模拡大に尽力し、今年度は電力インフラグループ及びイノベーション強化のプロジェクトを担当しております。
 上記の経験・実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



6 いわおまさゆき
岩尾 雅之

新任

生年月日 1960年7月17日（満60歳）
 所有する当社株式の数 6,700株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985.4 当社 入社
 2015.4 執行役員 財務部長
 2016.4 執行役員 経理・財務グループ長
 2018.4 常務執行役員
 2020.4 常務執行役員 内部統制推進本部長
 2021.4 専務執行役員 内部統制推進本部長 兼 人事・総務本部長
 現在に至る

担当：内部統制、人事・総務、働き方改革、コンプライアンス、危機管理

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

経理・財務部門出身で、前中期経営計画では内部統制・リスク管理の体制強化に尽力し、今年度はコーポレートガバナンス全体及び「中期経営計画2024」における人財育成・働き方改革に関するプロジェクトを担当しております。
 上記の経験・実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



7 もちづき たつき 望月 達樹

新任

生年月日 1962年9月17日（満58歳）
所有する当社株式の数 4,200株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985.4 当社 入社
2013.4 九州支店長
2015.10 中部支社長
2016.4 執行役員 中部支社長
2018.4 常務執行役員 社会システム事業部長
2021.4 専務執行役員 産業電子モビリティグループ長 現在に至る

担当：産業電子モビリティ全般、営業全般

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

営業として国内外ともに幅広い経験を積んでおり、前中期経営計画では社会インフラ事業や保守・サービス事業の担当に加え海外事業の強化にも尽力し、今年度は営業全体の統括及び産業電子モビリティグループを担当しております。
上記の経験・実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



8 たけなか ひろゆき 竹中 裕之

再任 社外 独立

指名・報酬委員会委員長

生年月日 1947年4月30日（満74歳）
所有する当社株式の数 なし
取締役会出席状況 92.3%（12回／13回）
取締役在任期間 8年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001.6 住友電気工業株式会社 取締役
2003.6 同社 執行役員
2004.6 同社 常務取締役
2007.6 同社 専務取締役 兼 電線・機材・エネルギー事業本部長 兼 生産技術本部副本部長
2008.6 同社 専務取締役 兼 電線・機材・エネルギー事業本部長
2010.5 同社 専務取締役
2010.6 同社 副社長
2013.6 当社 取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識から、当社グループのコーポレートガバナンス向上に尽力し、現在は任意の指名・報酬委員会の委員長を務め、経営の透明性向上に寄与しております。

引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化や適切なリスクテイクのための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。



9 やすい じゅんじ
安井 潤司

再任 社外 独立

指名・報酬委員会委員

生年月日 1951年1月3日(満70歳)
 所有する当社株式の数 700株
 取締役会出席状況 100%(13回/13回)
 取締役在任期間 5年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004.4 日本電気株式会社 執行役員 兼
第三ソリューション営業事業本部長
- 2005.4 同社 執行役員 兼 第四ソリューション事業本部長
- 2008.4 同社 執行役員常務
- 2008.6 同社 取締役 執行役員常務
- 2010.4 同社 取締役 執行役員専務
- 2011.7 同社 取締役 執行役員専務 兼
チーフサプライチェーンオフィサー
- 2012.4 同社 代表取締役 執行役員副社長 兼
チーフサプライチェーンオフィサー
- 2016.4 同社 代表取締役 執行役員副社長
- 2016.6 当社 取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識から、当社グループのコーポレートガバナンス向上に尽力し、現在は任意の指名・報酬委員会委員を務め、経営の透明性向上に寄与しております。

引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化や適切なリスクテイクのための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はございません。
 2. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、竹中裕之氏が2001年6月から2016年6月まで取締役を務めた住友電気工業株式会社及び安井潤司氏が2008年6月から2016年6月まで取締役を務めた日本電気株式会社と、それぞれ2020年度において当社連結売上高の1%未満の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれなく当社の社外役員の独立性判断基準を満たすことから、独立性は十分に確保されていると判断します。
 4. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、当社の社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため両氏を独立役員として届け出ており、本議案において両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
 5. 安井潤司氏が2008年6月から2016年6月まで取締役を務めた日本電気株式会社は、同氏が任中の2014年11月18日に消防救急デジタル無線機器の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、調査に協力していましたが、2017年2月2日、同委員会から上記取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。また、2015年5月19日に東京電力株式会社との電力保安通信用機器の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、同委員会による調査に協力していましたが、調査は2016年7月に終了し、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とはされませんでした。また、2016年2月16日に中部電力株式会社とのハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の取引に関して、公正取引委員会による立入検査を受け、2017年2月15日、同委員会から上記取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。
 6. 当社は、竹中裕之及び安井潤司の両氏と、損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が原案どおり選任された場合は、同契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり得ます。なお、各候補者が本総会において原案どおり選任された場合は当該保険契約の被保険者となり、2021年7月に更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役伊東竹虎氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任を願いたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



かとう みちひこ
加藤 三千彦

新任

生年月日 1959年7月6日（満61歳）

所有する当社株式の数 8,100株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982.4 当社 入社
2014.4 執行役員 水・環境事業部長 兼 営業部長
2016.4 常務執行役員 水・環境事業部長
2017.4 常務執行役員
2020.4 常務執行役員 営業企画本部長
2021.4 上席理事 現在に至る

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に社会インフラ事業における営業の経歴を持ち、前中期経営計画では営業全体の統括役として営業力強化に尽力しました。また、営業だけでなく工事部門の統括経験もあり、幅広い経験・知見を有しております。

上記の幅広い経験を当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はございません。
2. 加藤三千彦氏の任期は、定款第20条の規定により、伊東竹虎氏の任期の満了する時までとなります。
3. 当社は、本総会において加藤三千彦氏が原案どおり選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏と締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、加藤三千彦氏が本総会において原案どおり選任された場合は当該保険契約の被保険者となり、2021年7月に更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任を願いたいと存じます。

本議案は、現監査等委員である社外取締役の秦喜秋、縄田満児及び林敬子の3氏の補欠として選任をお願いするものであり、監査等委員である取締役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



よしだ よしお
吉田 良夫

社外 独立

生年月日 1958年7月24日 (満62歳)

所有する当社株式の数 なし

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1998.4 弁護士登録 山田幸法律事務所 (現：あ・うん法律事務所) 入所
 1999.4 鳥飼総合法律事務所 入所
 2005.1 同所 パートナー
 2006.3 公益財団法人就職支援財団 理事 現在に至る
 2006.10 株式会社スヴェンソン 社外監査役
 2011.12 マガシーク株式会社 社外監査役
 2018.3 株式会社スヴェンソンホールディングス 社外監査役 現在に至る
 2018.4 吉田総合法律事務所 創設代表弁護士 現在に至る

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての法務に関する高い専門性と他社における監査役としての経験を有しており、これらを当社の監査に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はございません。
 2. 吉田良夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 吉田良夫氏は、当社独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、取締役役に就任した場合は、独立役員として指定する予定であります。
 4. 当社は、吉田良夫氏が取締役役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏と締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額とします。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、吉田良夫氏が取締役役に就任した場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考1】社外役員の独立性判断基準

株式会社明電舎（以下、「当社」という）は、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、その他これに準じる者及び使用人（以下、「業務執行者」という）又は過去において当社グループの業務執行者であった者
2. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社又は相手方の連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
3. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループの連結総資産の2%を超える貸付を当社グループに行っている金融機関の業務執行者
4. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が連結売上高の2%を超える法人等の団体の業務執行者
6. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が年間総収入の2%を超える法人等の団体の業務執行者
7. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
8. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社の総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
9. 当社グループの業務執行者を社外役員として受け入れている会社の業務執行者又は常勤監査役
10. 前各号のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族のうち、部長格以上の業務執行者、その他これに準じる使用人等重要な者

以上

【ご参考2】当社の取締役会の構成（スキルマトリックス）

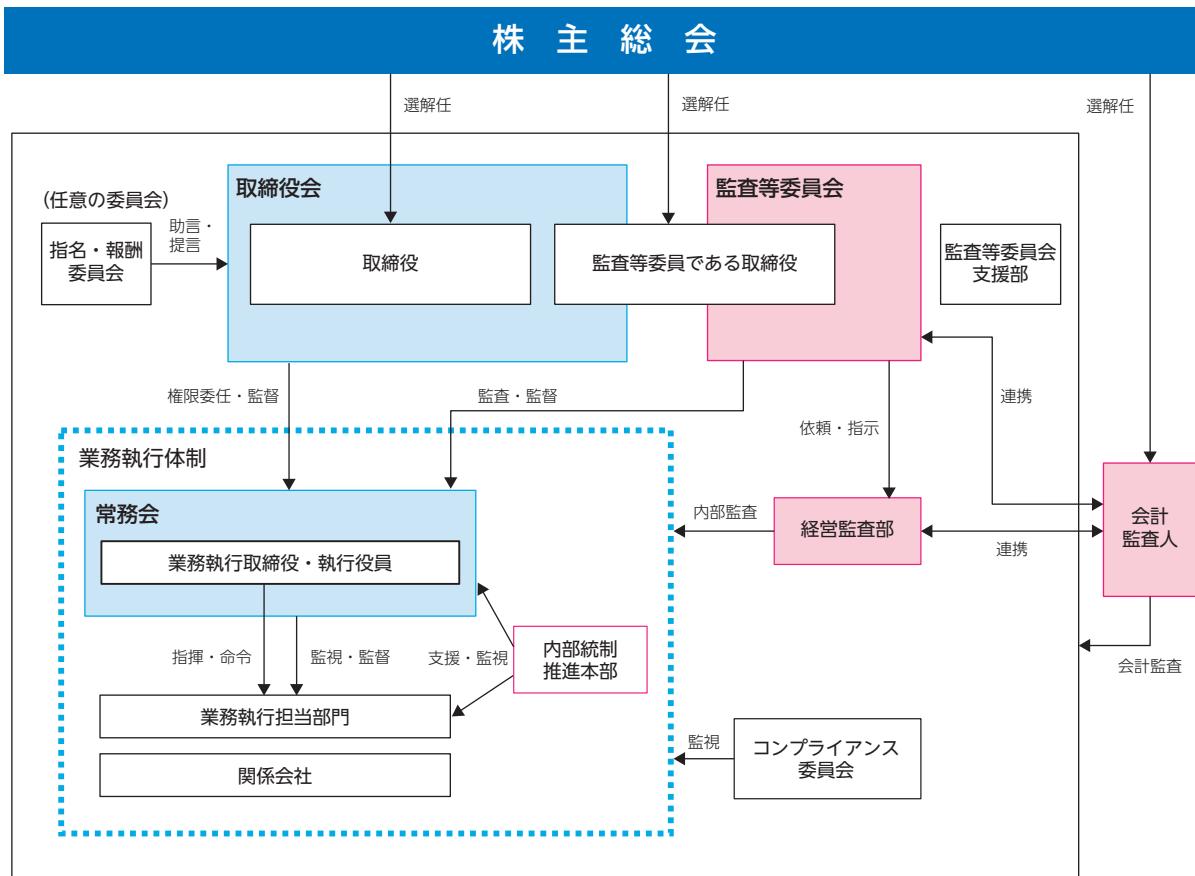
当社は、取締役の選任につきまして、個々の取締役の能力、見識及び経験等に基づき、取締役会全体としての多様性とバランスを確保し、当社の企業価値向上に資する適切な人財を配置することを基本的な方針としております。

上記を踏まえ、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に資する人選を行い、取締役会を構成しております。なお、以下の取締役会の構成は本総会における取締役選任議案が全て原案どおり承認可決された場合を前提に作成しております。

【2021年6月24日以降予定する取締役会の構成】

氏名	区分	監査等委員	社外	特に専門性を発揮できる分野							
				経営・事業戦略/M&A	営業/マーケティング	研究開発/技術	製造/工事/保守	海外事業/国際ビジネス	会計/財務	法務/リスクマネジメント	CSR/ESG
浜崎 祐司	再任			●		●		●			
三井田 健	再任			●	●						●
森 省輔	再任			●				●	●		
竹川 徳雄	再任						●			●	
玉木 伸明	再任					●	●	●			
岩尾 雅之	新任								●	●	●
望月 達樹	新任				●			●			
竹中 裕之	再任		●	●	●					●	
安井 潤司	再任		●	●	●	●	●				
町村 忠芳	現任	●				●	●				
加藤 三千彦	新任	●			●		●				
秦 喜秋	現任	●	●	●				●	●		
縄田 満児	現任	●	●	●					●	●	
林 敬子	現任	●	●						●		●

【ご参考3】 当社のガバナンス体制図



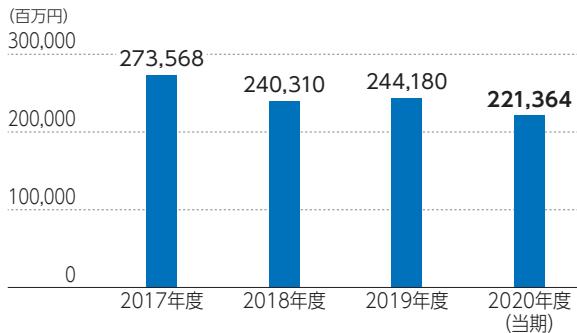
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

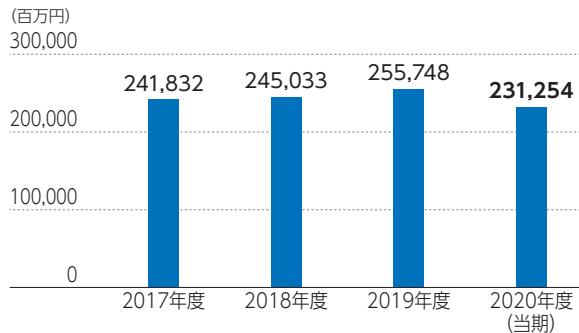
		2017年度 第154期	2018年度 第155期	2019年度 第156期	2020年度 第157期(当期)
受注高	(百万円)	273,568	240,310	244,180	221,364
売上高	(百万円)	241,832	245,033	255,748	231,254
営業利益	(百万円)	11,381	10,336	12,725	8,384
経常利益	(百万円)	9,992	10,128	11,481	8,465
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	7,056	7,653	8,208	7,303
1株当たり当期純利益	(円)	155.52	168.68	180.91	160.98
総資産	(百万円)	264,457	265,586	270,410	279,059
純資産	(百万円)	81,229	84,497	90,117	99,736

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しました。これに伴い、第154期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

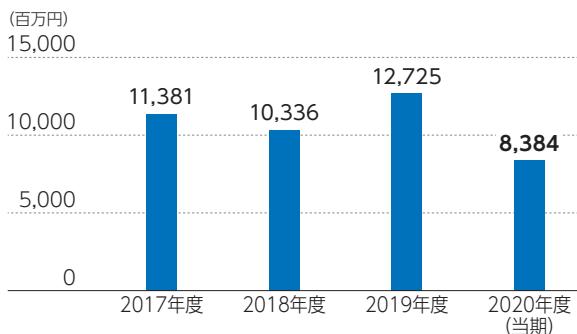
受注高



売上高



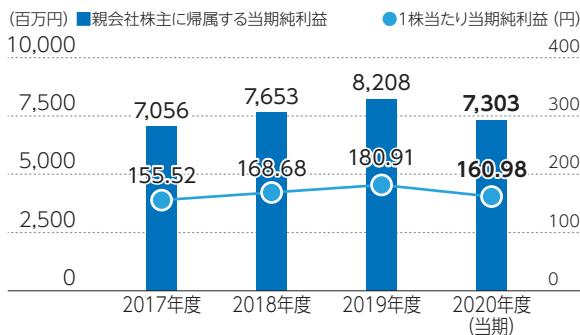
営業利益



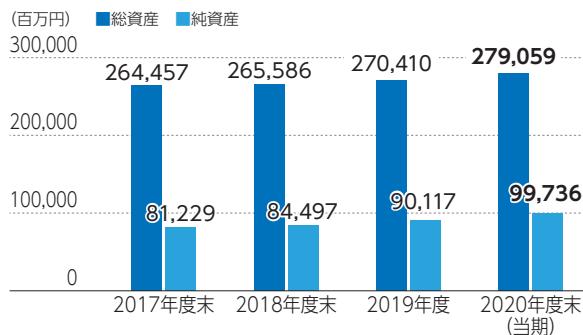
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益



総資産 / 純資産



(2) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大による社会経済活動への影響が大きく、極めて厳しい状況にありました。

一方、世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大による景気の落ち込みに加え、米中貿易摩擦や半導体供給不足などもあり、国内同様厳しい環境下にありました。

このような中、当社グループは、新型コロナウイルス感染予防のための出勤率抑制など働き方の見直しをはじめとした各種施策、及び業績への影響を極力抑えるための費用抑制策などを展開するとともに、「中期経営計画2020」にて掲げた「成長事業」、「収益基盤事業」、「新たな成長事業」の3つの事業領域における戦略的な投資などを推し進めてまいりました。

当期連結業績への新型コロナウイルスの影響は極めて大きく、売上高は前期比9.6%減の2,312億5千4百万円となりました。

損益につきましては、営業利益は前期比34.1%減の83億8千4百万円、経常利益は前期比26.3%減の84億6千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11.0%減の73億3百万円となりました。

各事業分野の状況は次のとおりであります。売上高につきましては、セグメント間の取引を含んでおります。

■ 当期の連結業績

受注高

2,213億64百万円
(前期比9.4%減)

売上高

2,312億54百万円
(前期比9.6%減)

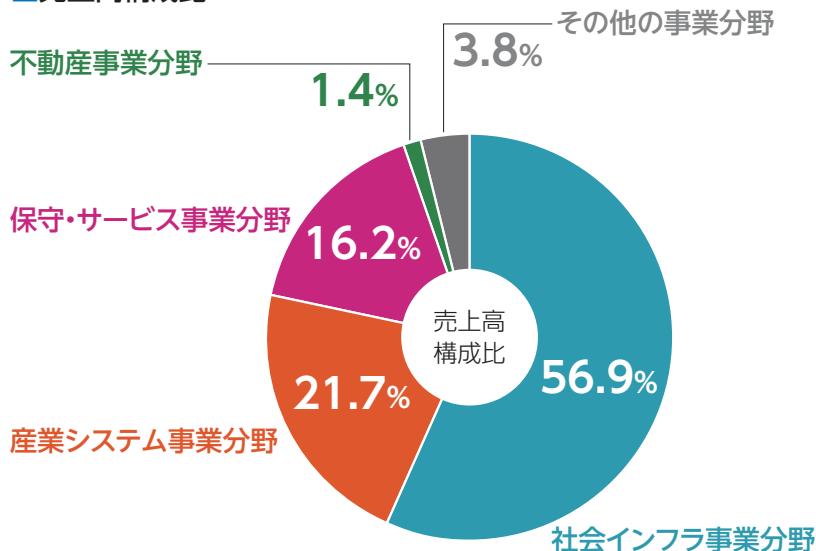
営業利益

83億84百万円
(前期比34.1%減)

親会社株主に帰属する当期純利益

73億3百万円
(前期比11.0%減)

■ 売上高構成比



(注) 売上高比率は外部顧客に対する売上高から算出しており、セグメント間の取引を含んでおりません。

事業分野別の状況



主要な事業内容

【システム、サービス】

変電・配電システム、発電システム、エネルギーシステム、電鉄システム、水インフラシステム、上下水道維持管理サービス

【製品】

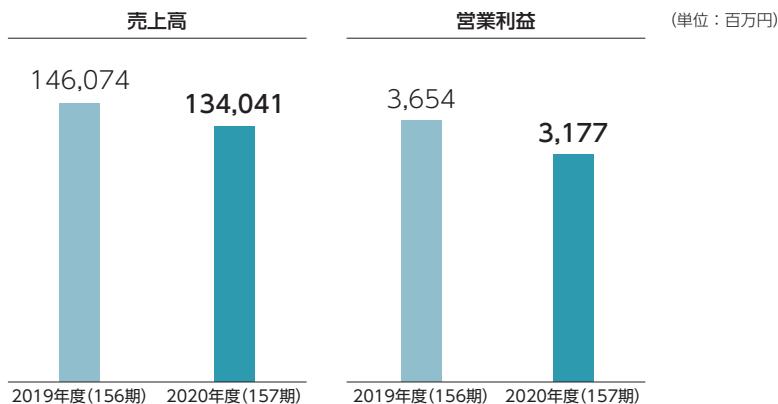
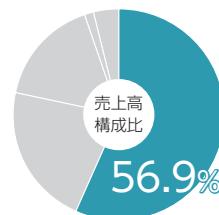
縮小形変電設備、変圧器、遮断器・開閉装置（スイッチギヤ）、避雷器（アレスタ）、発電機、電力変換装置、継電装置、水質計測器、セラミック平膜

社会インフラ事業分野

売上高は前期比8.2%減の1,340億4千1百万円、営業利益は4億7千7百万円減少の31億7千7百万円となりました。

国内事業においては、新型コロナウイルスによる影響を現地工事で発生させないよう鋭意努力・展開を図り、電力エネルギー分野や水インフラシステム分野などにおいて、大型案件を着実に進行させることができました。

一方、発電分野や電鉄分野を中心とした海外事業につきましては、各国における活動制限や需要の減少などにより、前期の実績を下回る業績となりました。





主要な事業内容

【システム、サービス】

EV駆動システム、産業用コンピュータ・ネットワークシステム、電動応用システム、動力計測システム

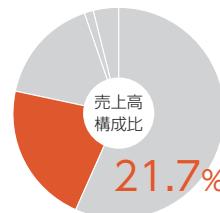
【製品】

モータ、インバータ、産業用コントローラ、ネットワーク機器、真空コンデンサ、パルス電源、自動車分野向け試験装置（ダイナモメータ）、無人搬送車

産業システム事業分野

売上高は前期比20.5%減の524億1百万円、営業利益は35億5千8百万円減少の2億8千6百万円の損失となりました。

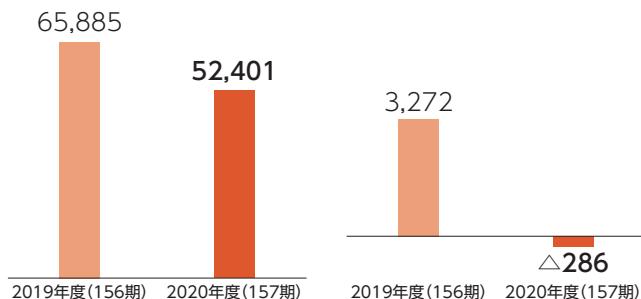
半導体産業の好調を受けた電子機器分野は、年間を通じて高い水準の需要があったものの、EV事業や自動車産業の設備投資の動向に左右されやすい電動事業及び動力計測事業は、前期の実績を大きく下回る結果となりました。

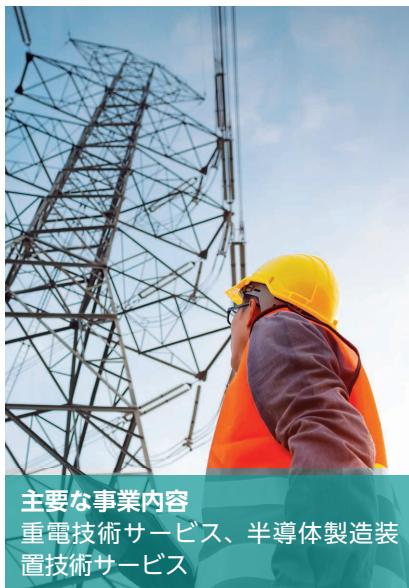


売上高

営業利益

(単位：百万円)



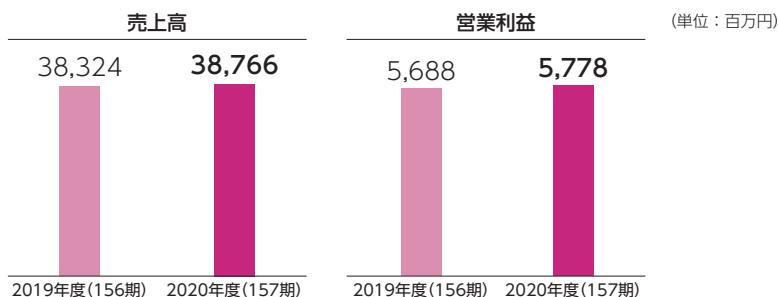
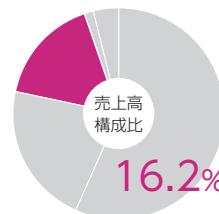


主要な事業内容
重電技術サービス、半導体製造装置技術サービス

保守・サービス事業分野

売上高は前期比1.2%増の387億6千6百万円、営業利益は9千万円増加の57億7千8百万円となりました。

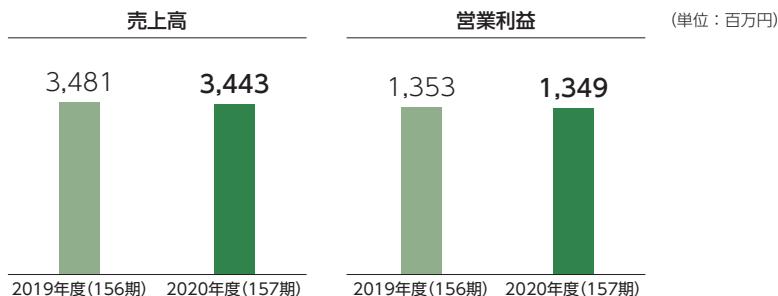
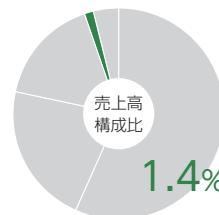
BCPや省エネ対応、設備延命化といった保守・サービスに関わる需要は、コロナ禍においても堅調であり、過去最高となった前期の実績を更に上回る業績となりました。



主要な事業内容
ThinkPark Towerを中心とした保有不動産の賃貸事業

不動産事業分野

業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心とする保有不動産の賃貸事業を行っており、売上高は前期同水準の34億4千3百万円、営業利益は3百万円減少の13億4千9百万円となりました。



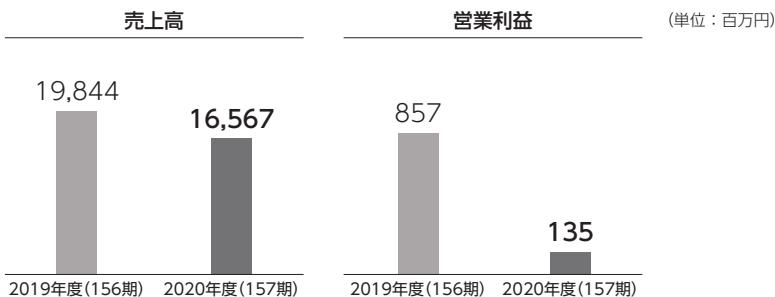
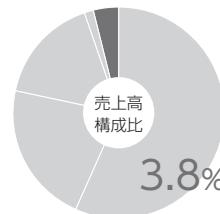


主要な事業内容

事業分野を問わない販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品の製造・販売等

その他の事業分野

電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、物品販売など、報告セグメントに含まれない事業につきましては、新型コロナウイルスの影響に伴い事業環境が悪化したこと等から、売上高は前期比16.5%減の165億6千7百万円、営業利益は7億2千2百万円減少の1億3千5百万円となりました。



「中期経営計画2020」の総括

当社グループは、「中期経営計画2020」を飛躍に向けた「力強いステップ」のフェーズと位置づけ、海外変電・EVなどの成長事業への積極的な投資、ビジネスモデルの変革・生産性向上を通じた収益基盤事業の強化、半導体向け事業などの新たな成長事業の創出に取り組んでまいりました。

成長事業では、海外変電事業における海外現地企業への資本参画や海外拠点の設立、EV事業における国内、海外での拠点設立と設備投資を行い、成長基盤の整備を進めました。収益基盤事業では、国内インフラ市場向けのソリューションを企画する部門の設立、部門間の情報連携強化や社内業務の効率化、データに基づいた品質管理、デジタルを用いた保守・サービスの高度化を実施しました。新たな成長事業では、半導体向け事業が、大きな規模拡大には至らなかったものの、当社グループの業績を支える事業に成長しつつあります。また、ピュアオゾン技術を活用した新事業会社の立上げ、モータ解析に強みがあるポーランドのスタートアップ企業への出資など、新たな市場開拓や新規事業開発に注力してまいりました。

事業活動への取組みと並行して、その活動基盤の「品質」向上にも取り組んでまいりました。環境面では、「第1次明電環境ビジョン」に基づき、生産工程の省エネ化や脱SF6ガスなどの取組みを推進しました。また従業員の労働環境整備にも取り組んだことで、厚生労働省や経済産業省に認証される成果をあげました。コーポレートガバナンスにおいては、取締役会の監督機能の強化及び意思決定の迅速化を目的に監査等委員会設置会社に移行しました。また不正・ハラスメント研修の実施や早期発見の仕組みを構築するなど、企業活動のあらゆるところで企業スローガン「Quality connecting the next」に込めた想いを実現すべく、諸施策を展開しました。

このような取組みの成果により業績は着実に向上し、2019年度は過去最高の売上高・営業利益を達成しました。2020年度は、コロナ禍の影響で中期経営計画の目標値を達成出来なかったものの、厳しい事業環境の中、営業利益83億円を達成し、これまでの取組みの成果が着実に業績に表れてきたと考えております。

(3) 研究開発の状況

「中期経営計画2020」の3か年を通じて、近年の社会課題の解決を目的とし、研究開発を実施してまいりました。環境問題への対応としては、温暖化係数の高いSF6ガスの使用排除を目指し、真空応用技術・製品の強化を実施してまいりました。車の電動化に関しては、小型・軽量化及び高出力密度化を目指した駆動システムの開発を進めております。また、人手作業・熟練作業の自動化・省力化、自然災害への対策などIoT・AI等デジタル技術を活用した新製品・新システムの創出に注力してまいりました。

環境問題への対応

電力分野では、環境負荷の低減を目的とし、真空遮断器（VCB）のラインアップ拡充に取り組みました。

ASEAN市場向けには、24kVクラスガス絶縁スイッチギヤ（C-GIS）の脱SF6ガス化に向けて、主回路の一部の絶縁媒体を固体絶縁化したC-GISの開発を完了しました。更に大容量・小型化の開発を進め、ASEAN市場での電力需要の拡大に貢献します。

また、北米市場においては環境規制が高まる中、高電圧クラスのVCBにも脱SF6ガスの使用規制が拡大されております。その市場ニーズに対応するため、245kVクラスVCBの脱SF6ガス化を目標に、真空インタラプタ（VI）の基盤技術開発に取り組んでおります。

再生可能エネルギー分野では、子会社のイームル工業と共同で、水力発電用水車の効率を向上させる流体シミュレーション技術を確立しました。この技術を用いた水車と発電機を組み合わせることにより水力発電の総合効率を向上させ、水力発電の普及に貢献します。

車の電動化への対応

機電一体型（モータ・インバータ）EV駆動システムの小型化・高性能化を目的として、平角線を用いた駆動システムの製品化を完了しました。次世代製品としては、モータ・インバータに加え、ギヤも一体とした「MEIDEN e-Axle」の製品化を目指し開発をしております。

また、自動車試験用動力計測事業では、EV用モータに求められる高速・高トルクに対応したEV用ダイナモメータを製品化しました。今後拡大するEVの普及に貢献していきます。

これらを支える基盤技術として、高速モータ技術（ロータ強度向上）、制振制御技術、音振動解析技術を確立しました。

IoT・AI等デジタル技術の強化

甚大化する自然災害に対する課題解決として、水クラウドサービス（AQUA SMART CLOUD）を活用した「洪水・浸水対策支援サービス」の実証試験を開始しました。下水道管路内や地上の水位をクラウド上で一元管理し、避難発令や救助判断などに役立てることができます。

鉄道設備のメンテナンス分野では、画像解析技術を用いた架線検測装置の機能拡充を進め、架線だけでなく、支持金具の異常や架線周辺の支障物検知などの新たな検知技術を開発しました。

なお、2020年度、架線検測装置の摩耗測定技術で『文部科学大臣表彰 科学技術賞』を受賞しました。

また、コロナ禍により省人化・省力化の要求が加速している設備の監視業務向けとして、クラウドを活用したデータの自動収集、稼働状況の解析・分析技術などのリモート監視技術の基盤技術開発に注力しております。

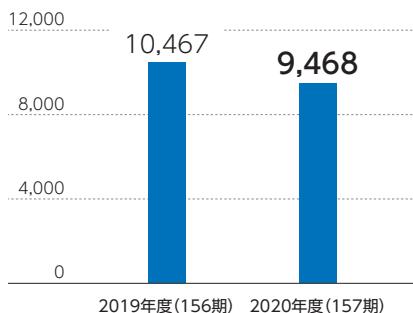
これらを中心に研究開発活動を推進し、研究開発費用の総額は94億6千8百万円となりました。

(4) 設備投資の状況

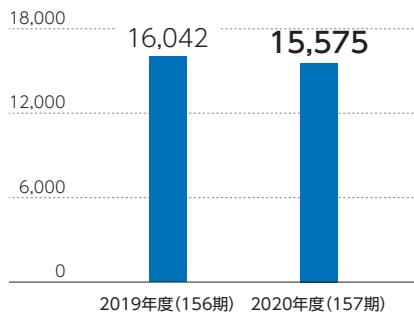
2020年度は、「中期経営計画2020」の最終年度として、成長拡大に向けた設備投資を引き続き実施しました。EV事業においては、沼津、名古屋、甲府の国内3拠点での量産設備増強に加え、中国に設立した明電舎（杭州）駆動技術有限公司にて量産体制を構築しました。北米では明電アメリカスイッチギヤを設立し、環境対応製品であるVCBの製造に向けた設備投資を行いました。その他、業務効率化のための情報処理設備、人材育成や安全、品質向上を目的とした技術研修センター（Manabi-ya）の設立などにより、当期の投資総額は155億7千5百万円となりました。

なお、前期に発表した名古屋事業所での新工場建設及び設備導入計画につきましては、これを変更し、将来の更なる受注確保を目指して、上記の中国生産子会社での新工場建設及び設備導入とすることを決定しました。

■研究開発費の推移 (単位:百万円)



■設備投資総額の推移 (単位:百万円)



(5) 対処すべき課題

I 中期経営計画

■ 基本方針

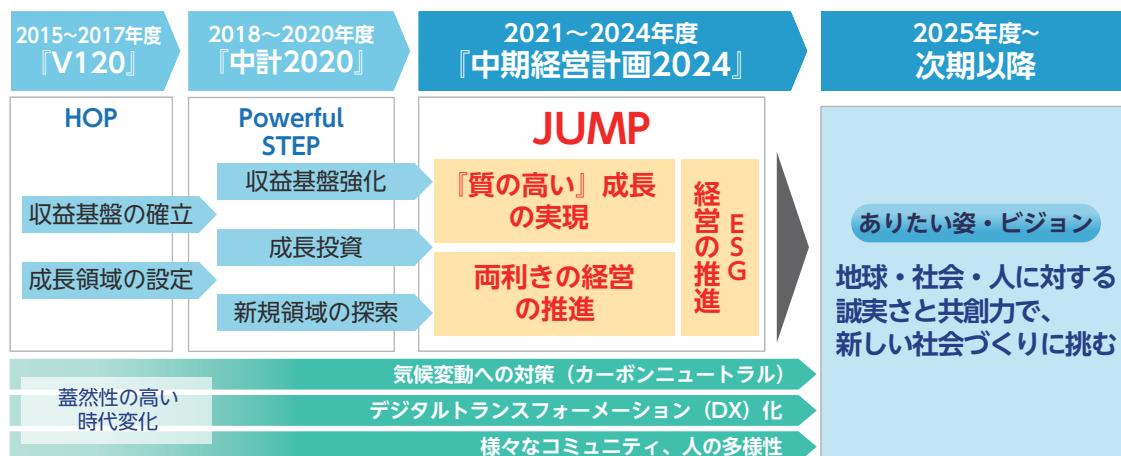
世界的に気候変動による環境問題が深刻化するとともに、新型コロナウイルスの影響が拡大しております。また、デジタル化が急速に進展し、人々の価値観やライフスタイルも変化しております。日本国内においては、少子高齢化が進むと同時に社会インフラの老朽化が進み、従来の社会システムのあり方からの転換が求められております。このような事業環境の大きな変化は、当社グループにとって事業拡大の好機と捉えております。

当社グループでは、前々中期経営計画「V120」から、着実な業績拡大と成長に向けた投資を両立させてまいりました。「中期経営計画2024」（2021～2024年度）においては「JUMP」のフェーズとして、これまでの投資や取組みの成果から、事業規模拡大と均衡のとれた事業構成、利益率向上により、「質の高い」成長の実現を目指します。

また、近年のSDGsへの関心の高まりから、ESGを軸とした経営・事業戦略に進化させるとともに、両利きの経営を推進することで、2024年度以降における持続的な成長の基盤づくりを進めてまいります。

中期経営計画 2024 (2021～2024年度)

- 成長と収益力向上の取組みの成果を創出し、『質の高い』成長を実現する。
- 新しい社会の構築に向けて、時代の変化に対応しながらESGを軸とした経営を推進する。



■ 機構改革の実施

「中期経営計画2024」を遂行していくにあたり、機構改革を実施しました。その狙いは、①事業を4つのグループに括り、営業部門、生産・技術部門、国内外関係会社が環境の変化や多様な顧客ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう責任と権限を明確化、②生産・技術部門における人財の多能工化と育成、生産負荷の増減への柔軟な対応の実現、③企画機能の集約による企画機能強化と業務改革の推進です。

II グループ戦略

社会変化を踏まえ、目指す新しい社会の実現に向け、各グループの戦略を進化させてまいります。

電力インフラグループ

従来の電力会社向けビジネスに加え、カーボンニュートラルな世界の実現に向けた中小水力発電事業や水力・風力発電のO&M事業の拡大、再生可能エネルギーを活用したソリューション事業の展開に注力してまいります。また、海外変電事業においては、基盤であるシンガポール市場に加え、資本投入を実施したインドやベトナム、北米での事業拡大と収益力の拡大に努めてまいります。



水力発電設備

社会システムグループ

地方自治体などに対して、インフラサービスの広域化、脱炭素、事業継続計画（BCP）といった新たな課題に応えるためのソリューション提案活動を推進してまいります。また、フィールドエンジニアリンググループとの連携による事業シナジー創出に注力してまいります。海外電鉄事業につきましては、既存プロジェクトの完遂と収益力の向上に加え、新たなプロジェクトに取り組むことで持続的に当社グループの存在意義を高め、鉄道インフラ構築に貢献してまいります。



MRT（シンガポール）

産業電子モビリティグループ



MEIDEN e-Axle

EV向けモータ・インバータ事業では、クリーンなモビリティ社会の実現に向け、自動車メーカーを中心に事業を展開してまいります。2028年度売上高1,000億円という目標達成のための製品開発や設備投資を進めるとともに、その成果として事業拡大、投資回収を実現してまいります。

また搬送事業や半導体関連事業などにおいては、先進技術とパートナーシップを強化し、産業の省人化、省エネ、社会のデジタル化を推進します。デジタル技術を活用した産業部品の保守スマート化や環境配慮型モータの拡販、半導体向け製品のシェア拡大に力を入れてまいります。

フィールドエンジニアリンググループ

BCPや省エネ対応、設備延命化需要の高まりを背景に、電気設備の保守・点検、維持・運転管理までを一括して請け負うワンストップサービスの更なる拡大・収益向上に努めるとともに、ICT活用による保守サービスのスマート化と新しいソリューションの提供を目指します。



当社の保守・サービス

Ⅲ 事業活動基盤の「品質」向上に向けての取組み

「中期経営計画2020」では重点施策として、生産戦略、人材育成と働き方改革への対応、研究開発戦略、強固な財務体質の構築、事業活動基盤の「品質」向上を掲げてまいりました。「中期経営計画2024」においては、それらと並行してコロナ禍を契機とした急激な環境変化への対応も進めてまいります。

生産戦略では、量産製品における生産自動化、検査工程の自動化など、生産効率向上を行います。研究開発戦略では「両利きの研究開発」を掲げ、これまで以上に新たな事業・製品の開発に向けた取組みにリソースを投入してまいります。強固な財務体質の構築に向けては、資産回転率の向上や効率的な投資の実施、着実な投資回収を実現してまいります。事業活動基盤の「品質」向上につきましては、社会インフラを支える企業として、製品・システム・サービスの継続的な品質向上に取り組むとともに、労働災害撲滅、コーポレートガバナンスの確実な実施、リモートワークといった新しい働き方への対応などにも積極的に取り組んでまいります。

IV 両利きの経営の推進



エコタンク型VCB（環境製品）



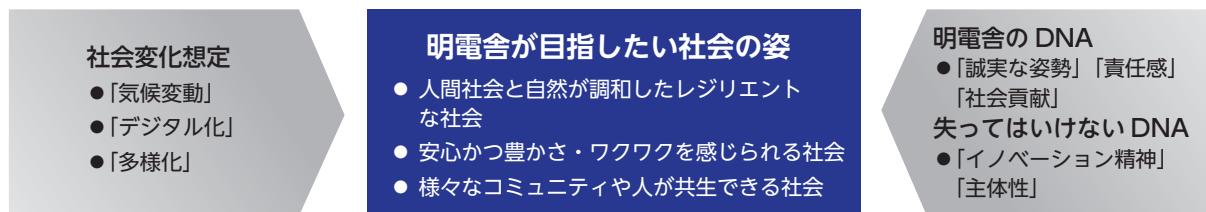
移動電源車（BCP製品）

既存事業の改善を図るとともに新規領域の探索や投資を行っていく「両利きの経営」に取り組んでまいります。新規領域の探索や投資では、環境製品・サービスによるカーボンニュートラルへの貢献、デジタルによる省人化・高効率化、BCP製品サービスによるレジリエントな社会の構築などにリソースを振り分け、新たな価値の創出、新しい社会づくりに挑んでまいります。とりわけ、環境問題を含む社会課題の解決には、従来とは違う発想が必要であり、そのためのイノベーションや新規事業の立ち上げが不可欠と考えております。当社が保有する技術、エンジニアリング、ものづくり力は、全て人財によって支えられております。その育成と活用を進めるためにダイバーシティを推進してまいります。また、顧客や他社との共創を目的としたパートナーシップにも、積極的に取り組んでまいります。

V ESG経営の推進

社会変化を踏まえ、2030年までに「目指したい社会」を定義し、当社グループの「ありたい姿」と「ビジョン」、「大事にする価値観」を描きました。それを実現するためにバックキャスト・アプローチにより当社の強みが活きる以下の注力領域を定め、他社・お客様との共創を通じて、社会課題解決・社会価値創造をリードしてまいります。

- ① **リニューアブルエネルギー**：カーボンニュートラルな世界の実現に向けたリニューアブルエネルギーの拡大
- ② **サステナブルインフラ**：持続可能な次世代社会インフラの構築
- ③ **グリーンモビリティ**：クリーンなモビリティ社会の推進
- ④ **スマートインダストリー**：産業の省人化・省エネ・社会のデジタル化への貢献



ありたい姿・ビジョン

「地球・社会・人に対する誠実さと共創力で、新しい社会づくりに挑む」



こうしたESGを経営に実装するための具体的な取組みと目標値の設定につきましては、4月に新設したESG部門が中心となって、全社運動として啓蒙、推進してまいります。また、SBT認定水準まで温室効果ガス（GHG）削減目標を引き上げた「第2次明電環境ビジョン」を策定し、更なる環境負荷低減に貢献してまいります。

(6) 重要な関係会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容	所在地
株式会社 明電エンジニアリング	400百万円	100.0%	電気設備・機械器具・装置の製造・販売、賃貸借、設置、電気配線工事及び保守点検サービス、改造、修理に関するメンテナンス	東京都品川区
株式会社甲府明電舎	400	100.0	各種モータの製造・販売	山梨県中央市
明電プラントシステムズ 株式会社	400	100.0	電気及び建設工事の設計・請負 電気機器等の製造・修理・改造	東京都品川区
株式会社エムウインズ	330	100.0	風力発電事業に関する業務	東京都品川区
明電商事株式会社	300	100.0	電気機器、電子機器等の販売	東京都品川区
明電興産株式会社	100	100.0	物品・物資の販売、保険代理業	東京都品川区
MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.	25,400千シンガ ポールドル	100.0	変圧器・配電盤・遮断器の 製造・販売	シンガポール
THAI MEIDENSHA CO., LTD.	30百万タイ パーツ	75.5	電気工事、技術コンサルティング	タイ
PRIME MEIDEN LIMITED	1,161百万イン ドルピー	92.0	変圧器の製造・販売	インド
TRIDELTA MEIDENSHA GmbH	78千ユーロ	100.0	電力用避雷器（アレスタ）の製造・ 販売	ドイツ
MEIDEN AMERICA, INC.	29,500千米ドル	100.0	ダイナモ製品のシステムエンジニア リング	米国
明電舎（杭州）電気系統 有限公司	19,000千米ドル	100.0	モータ・インバータの製造	中国

(注) 出資比率には、間接所有分を含めて記載しております。

(7) 主要な事業拠点 (2021年3月31日現在)

本 社 東京都品川区大崎二丁目1番1号

営業拠点

関西支社 (大阪市)	中部支社 (名古屋市)	
九州支店 (福岡市)	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
北陸支店 (石川県金沢市)	中国支店 (広島市)	四国支店 (香川県高松市)

製造・開発拠点

太田事業所 (群馬県太田市)	沼津事業所 (静岡県沼津市)
名古屋事業所 (愛知県清須市)	総合研究所 (東京都品川区)
甲府明電舎 (山梨県中央市)	

海外拠点

MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.
(シンガポール)

THAI MEIDENSHA CO., LTD.
(タイ)

PRIME MEIDEN LIMITED
(インド)

TRIDELTA MEIDENSHA GmbH
(ドイツ)

MEIDEN AMERICA, INC.
(米国)

明電舎 (杭州) 電気系統有限公司
(中国)



(注) 主要な当社の国内関係会社の所在地は、
「(6) 重要な関係会社の状況」に記載のとおりです。





(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業分野	従業員数	前期末比増減
社会インフラ事業分野	4,735名	36名減
産業システム事業分野	1,236名	91名増
保守・サービス事業分野	1,733名	31名増
不動産事業分野	—	—
その他の事業分野	832名	159名減
全社	1,111名	121名増
合計	9,647名	48名増

(9) 資金調達の状況

当期における資金調達は、主として借入金及びコマーシャル・ペーパーをもって行いました。調達においては、長期・短期のバランスと安定性を考慮し、長期の借入も実施しております。その結果、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の残高は、前期比16億3百万円増加の475億9千8百万円となりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大による資金調達市場の影響を考慮し、コミットメントラインを500億円に増枠しました。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	14,501百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,410
株式会社三菱UFJ銀行	2,144
株式会社みずほ銀行	1,597
株式会社常陽銀行	1,450

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

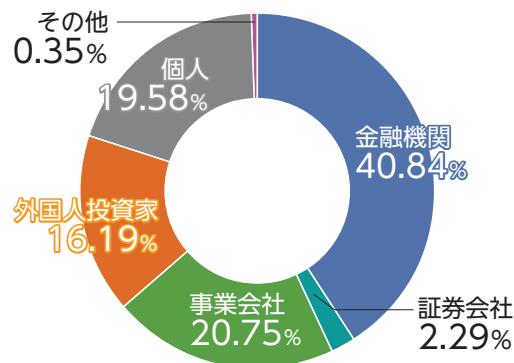
- (1) 発行可能株式総数 115,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 45,527,540株 (自己株式157,831株を含む。)
 (3) 株主数 16,163名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,325,200株	9.53%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,355,300	7.40
住友電気工業株式会社	2,631,385	5.80
株式会社三井住友銀行	2,241,835	4.94
日本電気株式会社	1,746,150	3.85
三井住友信託銀行株式会社	1,500,000	3.31
住友生命保険相互会社	1,061,400	2.34
明電舎従業員持株会	1,016,371	2.24
明栄持株会	621,344	1.37
明友持株会	615,306	1.36

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 所有者別株式分布状況

区分	持株比率
金融機関	40.84%
証券会社	2.29
事業会社	20.75
外国人投資家	16.19
個人	19.58
その他	0.35
合計	100.00



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
浜崎 祐司	代表取締役 取締役会長	指名・報酬委員会委員 株式会社JVCケンウッド 社外取締役
三井田 健	代表取締役 取締役社長	指名・報酬委員会委員
倉元 政道	代表取締役 取締役副社長	産業システム事業分野全般、CSR・環境担当
森 省輔	取締役副社長	社会インフラ事業分野全般、保守・サービス事業分野全般
大橋 延年	取締役兼専務執行役員	人事・総務、発電事業、コンプライアンス、危機管理担当 明電興産株式会社 取締役社長
竹川 徳雄	取締役兼専務執行役員	生産全般及び安全・品質、工事、ICT事業担当
玉木 伸明	取締役兼専務執行役員	技術全般、海外事業、変電事業、電鉄事業担当
竹中 裕之	社外取締役	指名・報酬委員会委員長
安井 潤司	社外取締役	指名・報酬委員会委員
町村 忠芳	取締役 (常勤監査等委員)	
伊東 竹虎	取締役 (常勤監査等委員)	
秦 喜秋	社外取締役 (監査等委員)	
縄田 満児	社外取締役 (監査等委員)	
林 敬子	社外取締役 (監査等委員)	林敬子公認会計士事務所 所長 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役 日本ファイルコン株式会社 社外監査役 日本ビルファンド投資法人 監督役員

- (注) 1. 当社は2020年6月26日開催の第156期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。この移行に伴い全監査役は任期が満了し、町村忠芳、伊東竹虎、秦喜秋、縄田満児及び林敬子の5氏は新たに監査等委員である取締役に就任しております。
2. 監査役加藤誠治氏は、2020年6月26日をもって退任しております。
3. 取締役竹中裕之、安井潤司、秦喜秋、縄田満児及び林敬子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査等委員秦喜秋氏は、損害保険会社における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員縄田満児氏は、金融機関における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員林敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役 (監査等委員を除く) 及び従業員等からの情報収集、常務会等の重要な社内会議での情報共有並びに内部監査部門と会計監査人との十分な連携を行うべく、監査等委員町村忠芳及び伊東竹虎の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は、竹中裕之、安井潤司、秦喜秋、縄田満児及び林敬子の5氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
9. 当社と株式会社JVCケンウッド、林敬子公認会計士事務所、ライフネット生命保険株式会社、日本ファイルコン株式会社及び日本ビルファンド投資法人との間には、特別な関係はありません。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

■ 2020年度実績

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		人数 (名)
		基本報酬	インセンティブ報酬	
取締役 (監査等委員・社外を除く)	310	223	87	7
社外取締役 (監査等委員を除く)	16	16	—	2
監査等委員である取締役 (社外を除く)	40	40	—	2
監査等委員である社外取締役	18	18	—	3
監査役 (社外を除く)	10	10	—	2
社外監査役	3	3	—	2
計	400	313	87	18

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記には、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。なお当社は、2020年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
 3. 監査役の報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行後の期間に係るものであります。
 4. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 5. 上記の支給人員の合計は延べ人数であり、監査役であった3名 (うち社外監査役2名) が任期満了で退任後、監査等委員である取締役に就任したため、実際の支給人員は15名であります。

② 取締役報酬の基本方針

報酬水準及び制度

当社の取締役報酬水準は、外部の客観的な報酬市場データ、経済環境、業界動向及び当社経営状況等を踏まえ設定するものとしております。また、その水準に基づき検討した役員報酬制度の内容は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問及び確認を経たうえで役員報酬内規として定められるものとしております。

報酬の構成 (金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針、報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針及び個人別報酬における種類毎の割合を含む)

- i 取締役 (監査等委員を除く) の報酬は、業績連動型の年俸制報酬としており、役職に応じて支給される「基本報酬」と「インセンティブ報酬」により構成されます。このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての「業績連動型報酬」と中長期的なインセンティブとしての「株式取得目的報酬」で構成されます。

■各報酬の比率の目安（目標達成度合いを100%とした場合）



ii 監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみの年俸制報酬としております。

③取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針並びに報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬にかかる業績指標の内容・額又は数の算定方法

短期的なインセンティブとしての業績連動報酬を算定するための業績評価指標は前年度業績の営業利益を用い、当該年度に係る定時株主総会後に決定しております。業績連動報酬は、目標どおりの業績を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～140程度で変動するものとしております。

なお、2019年度業績における営業利益達成度は目標水準を上回ったため、2020年度の業績連動報酬の算定にあたりましては、係数1.2を使用しております。

計算式

職位別業績報酬基準額



営業利益達成度に応じた係数（0.0～1.4）

その他の報酬の額又はその算定方法

中長期インセンティブとして、株主のみなさまとの利害の共有をより一層促進することを目的として、株式取得目的報酬を支給しております。株式取得目的報酬は、役員報酬内規に基づき職位別にその金額を定め、その金額を役員持株会に拠出し株式を取得するものとしております。

④取締役及び監査役の報酬額に関する株主総会決議に関する事項

区分	報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の役員の員数
取締役 （監査等委員を除く）	年額6億4,000万円以内	2020年6月26日 第156期定時株主総会	取締役9名 （うち社外取締役2名）
取締役（監査等委員）	年額1億2,000万円以内	2020年6月26日 第156期定時株主総会	取締役（監査等委員）5名 （うち社外取締役3名）
監査役	年額8,400万円以内	1986年6月27日 第122期定時株主総会	監査役3名

（注）上記監査役の報酬額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2020年6月26日の第156期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

⑤取締役の個人別報酬の内容の決定方法及び委任に関する事項

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしております。取締役会は、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、事前に任意の指名・報酬委員会に原案を諮問し、客観的な視点から確認を得るものとしております。上記の委任を受けた取締役社長は、当該確認又は答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととしており、取締役会も当該答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当該報酬制度の内容及び取締役の個人別の報酬等の決定方針並びにその報酬額（報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ上記④の範囲内であること）は、任意の指名・報酬委員会において、客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しております。

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会にて取締役社長三井田健に取締役の報酬額の具体的内容の決定について委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには当社の業務執行の最高責任者である取締役社長が最も適しているからであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約は、2012年7月以降の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者としており、保険料の10%に当たる株主代表訴訟補償特約につきましては被保険者である各役員が負担し、残りは当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

重要な兼職の状況につきましては、37頁の「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。

②主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況
取締役	竹中 裕之	取締役会において主に製造業の経営者の観点に基づき、主に取締役会及び内部統制の実効性確保の側面から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献いただいております。また、指名・報酬委員会委員長として経営の透明性の確保のため、取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり主導的な役割を果たしております。 (取締役会出席状況：13回中12回)
	安井 潤司	取締役会において主に製造業の経営者の観点に基づき、主に技術や生産の側面から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献いただいております。また、指名・報酬委員会委員長として経営の透明性の確保のため、取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 (取締役会出席状況：13回中13回)
監査等委員である取締役	秦 喜秋	損害保険会社における長年にわたる豊富な実務・経営経験や当社監査役時代からの監査業務の経験、財務及び会計に関する知見をもとに、取締役会において取締役の業務執行の適正を確保するため主に大局的視点から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献いただいております。 (取締役会出席状況：13回中13回／監査役会出席状況：2回中2回／監査等委員会出席状況：11回中11回)
	縄田 満児	金融機関における長年にわたる豊富な実務・経営経験や当社監査役時代からの監査業務の経験、財務及び会計に関する知見をもとに、取締役会において取締役の業務執行の適正を確保するため主にリスクマネジメントの視点から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献いただいております。 (取締役会出席状況：13回中13回／監査役会出席状況：2回中2回／監査等委員会出席状況：11回中11回)
	林 敬子	長年にわたる公認会計士としての財務・会計に関する高度な専門性と豊富な経験をもとに、取締役会において取締役の業務執行の適正を確保するため積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献いただいております。また、組織におけるダイバーシティ推進の幅広い経験や知見を活かし、当社のダイバーシティ推進においても適切な助言をいただいております。 (取締役会出席状況：10回中10回／監査等委員会出席状況：11回中11回)

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	83百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか18社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当期の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

このほか、監査等委員会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2020年6月26日の定時取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、議論を尽くすに適切な人数とし、かつ非業務執行取締役が参加することにより、取締役及び執行役員による職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
- 取締役会は、取締役社長から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要な事項につき取締役及び執行役員に、必要に応じて取締役会において報告させる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会議事録は取締役会規則に、常務会議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 専門機関の助力を得ながら、社会の変化がもたらす経営上の主要な損失の危険を総合的に管理するため、リスクマネジメント体制を構築する。
- リスクマネジメント基本規程にて、業務遂行に際して生じうる損失の危険を早期に発見し、必要な是正措置を講じ、未然に防ぐ体制を管理する。
- コントロール不能な自然災害・金融不安・買収リスク等のクライシスマネジメントについて、取締役社長は最善手段を講じられる体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「執行機能」を分離し、代表取締役及び執行役員が効率的な職務執行を行う。
- 権限委任された執行役員の業務が適切に執行されることを担保するために、各執行役員は、取締役社長及び常務会構成員に対して、月次報告書を提出する。

- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 業務執行取締役又は役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議・立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンス委員会委員長が任命したコンプライアスマネージャを各職場に配置する。
 - 取締役社長は、コンプライアンス・ホットライン及び社内外の公益通報窓口を活用することにより違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講ぜられるようにする。
- ⑥当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 子会社毎に配置した統括役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員が、子会社の業務執行を監督する。
 - グループ会社内部統制委員会を設置し、国内外明電グループの内部統制強化を推進する。
 - 子会社各社においても、各社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を策定する。
- ⑦監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会支援部を設置する。
 - 監査等委員会は、監査等委員会支援部員の業務執行者からの独立性の確保に努める。
- ⑧監査等委員会への報告に関する体制
- 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。
 - 監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- ⑨監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査等委員の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。
- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、業務執行取締役及び執行役員等との意見交換を適宜行い、経営上の重要情報を監査等委員会が知得できる体制を充実させる。
 - 監査等委員会及び内部監査部門は、会計監査人と三者相互の意思疎通及び情報の交換がなされるように努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取組み

2020年度は、上期、下期に各1回コンプライアンス委員会を開催し、下期ではこれまでのコンプライアンス推進活動を振り返り、各活動の意義や実効性を検証し、各活動を継続・展開していくことを確認しました。

また、従業員教育として、コンプライアンスマネージャ、官公庁営業部門向けや階層別研修における各種コンプライアンス研修を実施し、役員研修として、外部弁護士による海外贈収賄に関する研修及びハラスメントに関する研修を実施しました。

更に、上記研修に加えた初の試みとして人事・総務部門の管理職及び相談を受ける担当者を対象とした外部弁護士によるハラスメントに関する研修を実施し、一般従業員のみならず、相談を受ける側の知識の向上を図りました。

②リスクマネジメントに関する取組み

2020年度は、内部統制推進本部とその直下にリスクマネジメント部を設置し、リスクマネジメント基本規程を制定しました。リスクマネジメント部は当規程に基づきグループ内の部門別リスクマネジメントを統括するとともに、新設のリスクマネジメント委員会において当社グループの重要な事業リスクを審議、特定し、その対処方針を策定しました。

また、危機管理として、年2回のBCM委員会において、大規模な自然災害等の発生に備えたBCPに関する活動の方針及び施策を審議しました。

なお、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため全社対策本部を設置し、行政指針に沿った従業員の感染防止対策を講じるとともに、事態の推移に応じて適切な指示を当社グループ内に発信できる体制を構築しました。

③子会社管理に関する取組み

2020年度は、リスクマネジメント体制の充実を図るため新たにグループ会社内部統制委員会を設置し、当社グループの重要リスクにかかる情報共有を行いました。

また、年1回の海外戦略会議において、海外子会社を対象に事業課題等の報告を求め、これをもとに重要リスクの共有、対策の検討・徹底を図る機会として、各子会社からの付議・報告体制整備に継続的に取り組みました。

更に、内部監査部門において、国内子会社3社及び海外子会社16社において内部監査を実施し、特に海外子会社の一部に対しては、標準化監査のプロジェクト活動として定型業務を網羅的に評価しました。

④取締役の職務執行に関する取組み

2020年度は、取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させるとともに、取締役会の監督機能を強化するため、定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ機関設計を変更する定款変更議案を決議しました。

また、機関設計変更に伴い執行と監督の分離を更に推進するため、取締役会における重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役（常務会）へ委任し、更に常務会の決議事項の一部を担当役員の決裁事項として委任するため、取締役会規則及び決裁規程を改定しました。

なお、2020年度に取締役会事務局では、取締役会や社外取締役を対象とした事前説明においてリモート会議システムを活用し、感染防止と利便性の両面において有効な会議運営を図りました。

⑤監査等委員会監査の実効性向上に関する取組み

2020年度は、機関設計の変更に伴い監査等委員会が設置されるとともに、監査等委員会の職務の実効性を確保するための専門部署として、監査等委員会支援部を設置しました。

また、監査等委員会は、監査等委員会監査等基準を策定するとともに、常務会をはじめとした重要会議への常勤監査等委員の出席機会増加や取締役社長との定例的な意見交換会の開始などを通じて監査等委員会が経営上の重要情報を知得できる体制を充実させ、毎月の取締役会で活動内容を報告しました。

更に、監査等委員会は、監査等委員会設置会社の機関設計の特徴である組織監査を見据えた内部監査部門及び内部統制部門との連携や、監査上の主要な事項（KAM）の検討等を通じた会計監査人との情報共有体制を強化しました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、主に、①創業以来培ってきた豊富な技術蓄積による技術開発力ともものづくり力、②高品質かつ豊富な製品ラインアップと品質保証体制、③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力、④充実した保守サービス体制、⑤お客様や、取引先及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係の5点に集約することができ、当社グループはこれらを相互に連繋させることにより、安定的な事業活動を展開しております。当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループは、これまでの成長領域への投資の成果創出と収益力向上を両立させるため、「中期経営計画 2024」を推進しております。『ジャンプ』のフェーズとして、これまでの投資や取組みの成果から、事業規模の拡大と均衡のとれた事業構成、利益率向上により、『質の高い』成長の実現を目指してまいります。

また、当社は、2020年6月に従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことや、取締役の指名・報酬に係る株主総会における意見陳述権を持つこと等の法的権限の活用により、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、任意の指名・報酬委員会の設置や、経営課題や戦略をテーマとした意見交換会の実施等による取締役会の実効性向上のための活動を行っております。

更に当社は、取締役会の議論の充実化や社外取締役の監督機能の実効性の確保のため、独立した社外取締役が取締役会の全体の3分の1以上となるよう努めており、当社の取締役会は、取締役14名（うち、監査等委員である取締役が5名）のうち、社外取締役が5名（うち、監査等委員である取締役が3名）で構成されております。

これらにより、経営の透明性を確保し、コーポレートガバナンスを更に強化することで、中長期的な企業価値の向上を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2020年5月13日開催の取締役会及び2020年6月26日開催の第156期定時株主総会の各決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株式の20%以上を買付しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社株主総会又は取締役会において本プランを発動しない旨の決議がなされるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見、根拠資料、代替案等の情報を提供できるよう要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討その他の情報収集や買収者との協議・交渉等を行ったうえで、当該買付等が本プランに定められた手続に従わない場合又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとき等、本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときは、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います（なお、独立委員会は、当該勧告ににおいて、当該新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。）。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします（ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合に、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとし、かかる株主総会が開催された場合には、当社取締役会は、かかる株主総会の決議に従って決議を行うものとします。）。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等以外の株主のみなさまが、1個の新株予約権につき原則として1株の当社株式を取得することから、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされており。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「中期経営計画2024」及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。また、本プランは、第156期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約3年間と定められていること、本プランの発動の是非について基本的に株主のみなさまの意思の確認をすることとしていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。これらに加え、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正さ・客観性が担保されております。

以上の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	第157期 2021年3月31日現在	科目	第157期 2021年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	157,183	流動負債	103,824
現金及び預金	14,307	支払手形及び買掛金	31,557
受取手形及び売掛金	87,523	電子記録債務	4,371
電子記録債権	6,635	短期借入金	15,479
たな卸資産	43,856	コマーシャル・ペーパー	5,000
その他	4,979	未払金	5,377
貸倒引当金	△120	未払法人税等	2,172
		前受金	13,218
固定資産	121,876	賞与引当金	7,282
有形固定資産	75,623	製品保証引当金	1,126
建物及び構築物	39,069	受注損失引当金	921
機械装置及び運搬具	14,665	その他	17,317
土地	13,020	固定負債	75,497
建設仮勘定	3,884	社債	11,000
その他	4,983	長期借入金	16,119
無形固定資産	9,576	退職給付に係る負債	43,152
ソフトウェア	5,545	環境対策引当金	499
のれん	3,210	その他	4,726
その他	820	負債合計	179,322
投資その他の資産	36,676	純資産の部	
投資有価証券	19,482	株主資本	88,673
長期貸付金	34	資本金	17,070
繰延税金資産	14,802	資本剰余金	10,927
その他	2,390	利益剰余金	60,866
貸倒引当金	△35	自己株式	△190
資産合計	279,059	その他の包括利益累計額	7,861
		その他有価証券評価差額金	7,544
		繰延ヘッジ損益	5
		為替換算調整勘定	1,179
		退職給付に係る調整累計額	△868
		非支配株主持分	3,201
		純資産合計	99,736
		負債純資産合計	279,059

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



連結損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第157期	
	自2020年4月1日 至2021年3月31日	
売上高		231,254
売上原価		173,352
売上総利益		57,901
販売費及び一般管理費		49,517
営業利益		8,384
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	526	
その他	911	1,480
営業外費用		
支払利息	484	
その他	915	1,399
経常利益		8,465
特別利益		
固定資産売却益	3,270	
投資有価証券売却益	261	
退職給付制度改定益	274	
受取損害賠償金	240	4,046
特別損失		
固定資産除却損	317	
環境対策引当金繰入額	130	
減損損失	176	
新型コロナウイルス感染症による損失	583	1,208
税金等調整前当期純利益		11,303
法人税、住民税及び事業税	4,165	
法人税等調整額	△417	3,747
当期純利益		7,555
非支配株主に帰属する当期純利益		252
親会社株主に帰属する当期純利益		7,303

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	第157期
	自2020年4月1日 至2021年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,601
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,117
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,402
現金及び現金同等物に係る換算差額	361
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	443
現金及び現金同等物の期首残高	12,621
現金及び現金同等物の期末残高	13,064

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第157期 2021年3月31日現在	科目	第157期 2021年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	106,945	流動負債	87,997
現金及び預金	6,097	支払手形	429
受取手形	2,189	電子記録債務	3,952
電子記録債権	5,484	買掛金	22,051
売掛金	60,335	短期借入金	9,020
製品	1,673	コマースャル・ペーパー	5,000
仕掛品	23,028	未払金	5,498
原材料及び貯蔵品	496	未払法人税等	1,606
その他	7,653	前受金	8,905
貸倒引当金	△12	預り金	19,467
固定資産	120,005	賞与引当金	4,097
有形固定資産	55,188	製品保証引当金	880
建物	31,840	受注損失引当金	541
構築物	1,554	その他	6,545
機械及び装置	6,794	固定負債	62,116
車両運搬具	84	社債	11,000
工具、器具及び備品	1,574	長期借入金	14,540
土地	11,505	退職給付引当金	32,126
建設仮勘定	1,830	環境対策引当金	499
その他	3	その他	3,951
無形固定資産	5,155	負債合計	150,113
ソフトウェア	4,574	純資産の部	
のれん	510	株主資本	69,456
その他	70	資本金	17,070
投資その他の資産	59,660	資本剰余金	9,381
投資有価証券	18,589	資本準備金	5,000
関係会社株式	26,627	その他資本剰余金	4,381
長期貸付金	1,929	利益剰余金	43,252
繰延税金資産	10,300	利益準備金	3,296
その他	2,247	その他利益剰余金	39,955
貸倒引当金	△35	固定資産圧縮積立金	139
資産合計	226,950	別途積立金	8,263
		繰越利益剰余金	31,553
		自己株式	△248
		評価・換算差額等	7,381
		その他有価証券評価差額金	7,381
		純資産合計	76,837
		負債純資産合計	226,950

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第157期	
	自2020年4月1日 至2021年3月31日	
売上高		156,039
売上原価		121,043
売上総利益		34,995
販売費及び一般管理費		32,123
営業利益		2,872
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	5,447	
その他	1,739	7,239
営業外費用		
支払利息	285	
その他	2,721	3,007
経常利益		7,105
特別利益		
固定資産売却益	3,235	
投資有価証券売却益	261	
受取損害賠償金	240	3,737
特別損失		
固定資産除却損	21	
関係会社株式評価損	2,540	
環境対策引当金繰入額	130	
その他	0	2,692
税引前当期純利益		8,150
法人税、住民税及び事業税	1,480	
法人税等調整額	△470	1,009
当期純利益		7,140

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川瀬 洋人 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明電舎の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川瀬 洋人 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明電舎の2020年4月1日から2021年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員等から構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の経営監査部及び内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、関係会社については、関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針及び取組み」及びその各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人 有限責任 あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査の主要な検討事項については、監査人 有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 明電舎 監査等委員会

常勤監査等委員 町 村 忠 芳 ㊟

常勤監査等委員 伊 東 竹 虎 ㊟

社外監査等委員 秦 喜 秋 ㊟

社外監査等委員 縄 田 満 児 ㊟

社外監査等委員 林 敬 子 ㊟

以 上

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告 https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_08/
上場証券取引所	東京・名古屋
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎0120-782-031 (フリーダイヤル)

ホームページのご案内

当社ホームページでは、当社グループの事業概況や財務情報、CSR活動に関する情報など、当社に関する各種情報を積極的に公開しております。



<https://www.meidensha.co.jp> 明電舎 🔍

株式に関するお届け先 及びご照会先について

証券会社に口座を開設されている株主のみなさまは、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

特別口座株主のみなさまへ

特別口座（証券会社に口座を開設されていない株主のみなさま）についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先をお願いいたします。

なお、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社にご本人の取引口座を開設し、株式の記録を振替える必要がありますので、この機会に証券会社の口座開設をご検討をお願いいたします。

(証券口座の開設については、証券会社にご相談ください。)

特別口座で単元未満株式をお持ちの株主のみなさまは、単元未満株式を当社が買い取る制度もございますので、ご希望がございましたら、左記の電話照会先にお問い合わせください。

配当金の受領方法について

株券電子化により、すべての銘柄の配当金を一つの金融機関の口座で受領する方法などが可能になりました。この機会に、安全で確実な配当金の口座振込による受領方法のご検討をお願いいたします。

(配当金受領方法の指定については、証券会社にご相談ください。)

株主総会会場（明電舎大崎会館）ご案内図

東京都品川区大崎二丁目5番35号



1 南改札口を出て右方向へお進みください。



2 ThinkPark Tower手前のペデストリアンデッキから、エスカレーターで地上に降り、右に曲がって道なりに進みます。



3 北改札口を出て左方向へお進みください。



4 西口の階段を左へ降りた場所の信号を渡り、左手のT字路を右折して直進します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため本株主総会につきましては、極力、事前の議決権行使をお願いいたしますが、適切な感染防止策を実施の上で開催させていただきます。株主総会当日の対応とお願いの詳細につきましては、当社ホームページ (https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06) に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいませようお願いいたします。

- 交通 JR大崎駅北改札口を出て西口から徒歩約5分です。また、南改札口を出て新西口から徒歩約6分です。
- 駐車場及びバイク・自転車の駐輪場のご用意はございません。
- 株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 明電舎



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。